

# ○近郊緑地保全制度の概要

## ① 制定の経緯

昭和30年代、大都市の既成市街地等への人口と産業の集中に伴い、大都市近郊において無秩序な市街地化が進み、緑地等が荒廃することにより、地域住民の生活環境が著しく悪化した。

このような中、昭和38年に成立した近畿圏整備法の第14条の規定において、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域を保全区域として指定し、その整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとされた。

しかしながら、住宅、産業、観光施設等の開発に伴い、郷土特有の自然美や貴重な文化遺産及び大都市近郊の緑地の改廃は日とともに激しさを加えていた。一方、近畿圏に所在する豊富な観光資源を開発し、これを活用することは、国民の健全な生活の意欲を増進するために、きわめて肝要なことであり、また、大都市生活をはじめとする近畿圏内の住民の生活水準の向上、交通機関の発達に伴うレクリエーション活動の需要にこたえる必要があるため、これらの諸点を勘案した広域的、かつ、総合的な整備計画を樹立することは喫緊の要務となってきた。また、大都市圏近郊に存する緑地は、無秩序な市街地化が活発となり、あるいは、交通施設の整備と関連して荒廃が著しく放置できない状況になった。

緑地を保全する制度としては、従来から、都市公園法、自然公園法等に基づき各種の施策が講じられていたが、上述のような保全区域の実情等をかんがみ、保全区域全体についての整備計画を樹立するとともに、昭和42年、特に緊急に保護を必要とする近郊緑地の保全のための制度の確立を図るため、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（以下「近保法」という）が制定された。

## ② 内 容

### (1) 近郊緑地の定義（近保法 § 2 ③）

「近郊緑地」とは、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地（これに隣接する土地でこれと一体となって緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。）であって、相当規模の広さを有しているものをいう。

### (2) 近郊緑地保全区域の指定（近保法 § 5）

国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であ

り、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

**(3) 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画（近保法 § 6）**

府県知事は、近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全上枢要な部分を構成している地域について、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

**(4) 指定の準備のための土地の立入り等（近保法 § 7）**

国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定の準備のために、他人の占有する土地に立入る権限が与えられている。

**(5) 近郊緑地保全区域内における行為の届出（近保法 § 8）**

近郊緑地保全区域（近郊緑地特別保全地区を除く。）内において、建築物等の建築、宅地の造成等を行おうとする者は、あらかじめ府県知事（政令市長を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。この場合、府県知事は、近郊緑地の保全のため必要な助言又は勧告をすることができる。

また、国の機関が届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。

**(6) 管理協定の締結等（近保法 § 9）**

地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地保全区域内の土地の所有者等と、当該近郊緑地に関する管理の方法に関する事項、保全に必要な施設の整備に関する事項、管理協定に違反した場合の措置等を定めた管理協定を締結し、近郊緑地の管理を行うことができる。

**(7) 近郊緑地特別保全地区内における行為の許可（都市緑地法 § 14）**

近郊緑地特別保全地区内においては、建築物等の建築、宅地の造成等の行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。これに違反した者に対しては、現状回復等を命ずることができる。

**(8) 行為の規制に伴う損失の補償及び土地の買入れ（都市緑地法 § 16、17）**

上記の許可を得ることができないため損失を受けた者に対しては、府県は、通常生ずべき損失を補償する。また、府県（市町村、緑地管理機構）は、上記の許可を受けることができないため土地利用に著しい支障をきたすことにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があった場合には、当該土地を買い入れるものとする。

